

参考配布

令和2年5月14日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 松原 哲也

主任中央需給調整事業指導官 井上 英明

課長補佐 森岡 巨博

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年5月14日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 島村 正弘
	需給調整事業第二課長補佐 白砂 修
	主任需給調整指導官 澤村 敬太
	主任需給調整指導官 宮内 浩志
	電 話 03-3452-1474
FAX 03-3452-5361	

派遣元事業主2社に対する労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：土田 浩史）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下、「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

- (1) 株式会社ネクストフューチャーシステムズ（代表取締役 中川 俊哉）
 - 所在地 東京都千代田区九段南2-5-1 Tobunsysa ビル6階
 - 許可番号 派13-307950（平成29年7月1日許可）
 - 処分内容 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令（労働者派遣事業改善命令内容は第3のとおり）
- (2) 株式会社アイティーシー（代表取締役 五十嵐 啓二）
 - 所在地 東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイヤゲート池袋10階
 - 許可番号 派13-308626（平成29年11月1日許可）
 - 処分内容 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令（労働者派遣事業改善命令内容は第3のとおり）

第2 処分の理由

株式会社ネクストフューチャーシステムズは、少なくとも平成29年9月1日から令和元年6月17日までの間、

株式会社アイティーシーは、少なくとも平成29年12月1日から令和元年6月17日までの間、

A社との間で、業務委託と称する契約を締結し、自社が雇用する労働者各1人をして、A社がB社から受託した業務に従事させていたものであるが、実態はA社社員による指揮命令を受けて労働に従事する労働者派遣であったものであり、本件労働者派遣の役務

の提供を行うにあたり、

- 第1 労働者派遣法第26条第1項に違反し、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項を定めず、
- 第2 労働者派遣法第26条第5項に違反し、派遣の役務の提供を受けようとする者から労働者派遣受入期間の制限に抵触する日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結し、
- 第3 労働者派遣法第34条第1項に違反し、労働者派遣を行うにあたり、あらかじめ派遣労働者に対し、書面の交付等の方法により就業条件を明示せず、
- 第4 労働者派遣法第34条の2に違反し、派遣労働者に書面の交付等の方法により派遣料金額を明示せず、
- 第5 労働者派遣法第35条第1項に違反し、同項各号に定める事項を書面の交付等の方法により派遣先に通知せず、
- 第6 労働者派遣法第37条第1項に違反し、派遣就業に関し派遣元管理台帳を作成せず、

違法な労働者派遣事業を行ったこと。（別添1「事案の概要図」参照）。

第3 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 株式会社ネクストフューチャーシステムズ及び株式会社アイティーシーは、労働者派遣事業、請負事業等の全てについて、労働者派遣法、職業安定法（昭和22年法律第141号）等労働関係法令の規定に違反していないか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

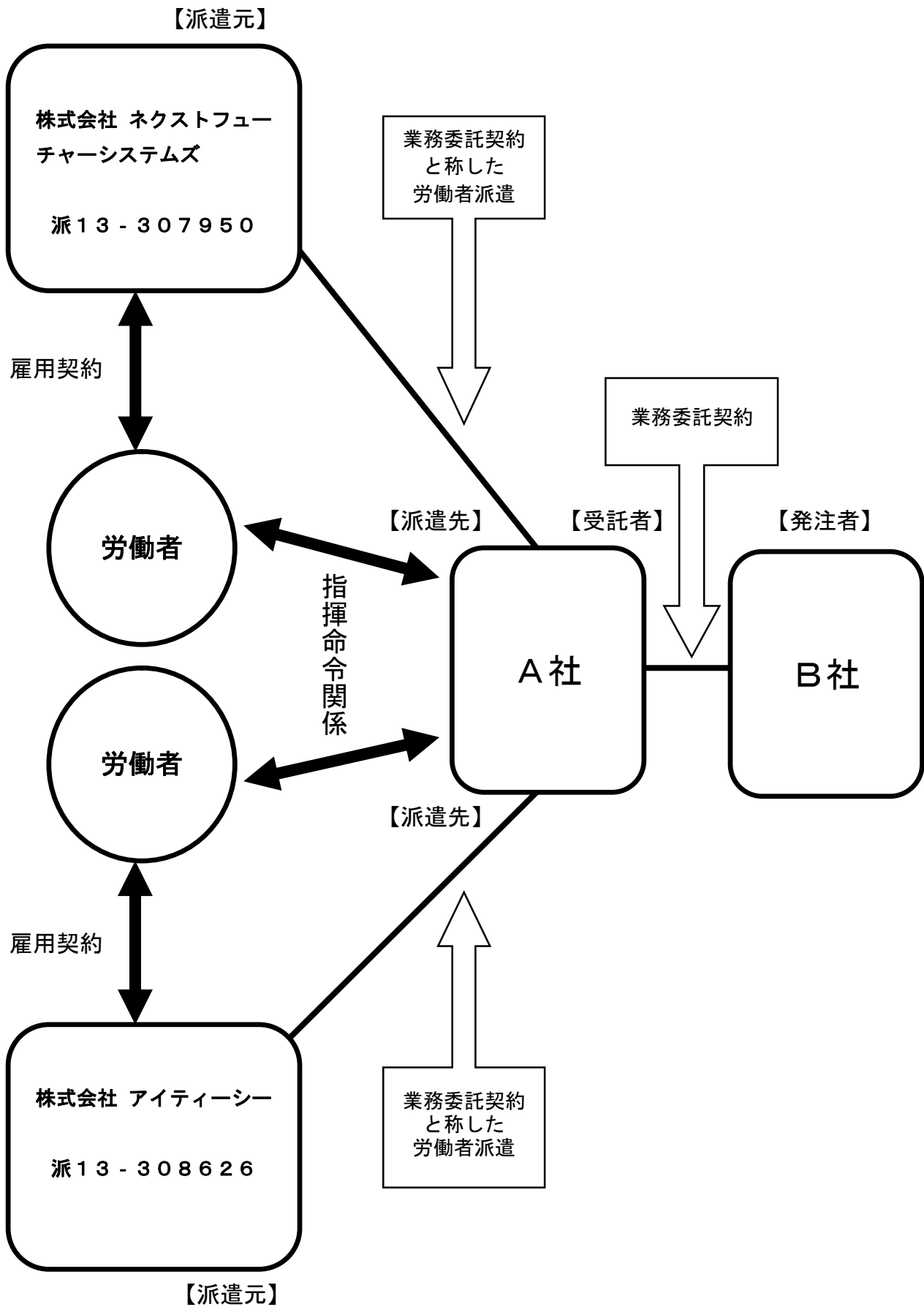
- (1) 労働者派遣法第26条第1項（労働者派遣契約）
- (2) 同法第26条第5項（派遣の役務の提供を受けようとする者から労働者派遣受入期間の制限に抵触する日の通知）
- (3) 同法第34条第1項（就業条件の明示）
- (4) 同法第34条の2（派遣料金額の明示）
- (5) 同法第35条第1項（派遣先への派遣労働者名等の通知）
- (6) 同法第37条第1項（派遣元管理台帳の作成）

- 2 上記第2「処分の理由」の事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法の関係条文は別添2をご参照ください。

【 事案の概要図 】



○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和60年法律第88号) (抄)

(契約の内容等)

第26条第1項 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第4項 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣(第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。)の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなけ

ればならない。

第5項 派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第34条第1項 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日
- 四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第34条の2 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

- 一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者
- 二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第35条第1項 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が協定対象派遣労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 四 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保

険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無
に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

六 その他厚生労働省令で定める事項

(派遣元管理台帳)

第37条第1項 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 協定対象派遣労働者であるか否かの別
- 二 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別(当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間)
- 三 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 四 派遣先の氏名又は名称
- 五 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 六 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 七 始業及び終業の時刻
- 八 従事する業務の種類
- 九 第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた措置
- 十 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容
- 十一 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 十二 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十三 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第49条第1項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条第1項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。